

危険物取扱者試験案内

消防法の規定に基づき、令和7年度第1回危険物取扱者試験が次の日程で実施されます。

1 試験日及び願書受付期間等

| 試験の種類 | 試験日 | 願書受付期間 | | 試験地 |
|----------------------------|-----------------|--------|--|--------------------------|
| 甲種 乙種 第1類 ～第6類 丙種 | 令和7年 6月8日(日) | 書面申請 | 令和7年 4月8日(火) ～15日(火) ※郵便の場合は、15日 の消印のあるものまで 受け付けます。 | 熊本市 八代市 天草市 玉名市 |
| | | 電子申請 | | |

※ 詳しくは、試験案内をご覧ください。

2 願書等の配置場所

受験願書等は、(一財)消防試験研究センター熊本県支部、熊本市消防局、熊本県内の各消防本部及び熊本県総務部市町村・税務局消防保安課に3月13日(木)以降配置します。

3 問合せ先

(一財)消防試験研究センター熊本県支部
熊本市中央区九品寺1丁目11番4号 熊本県教育会館4階
電話(096)364-5005

野焼きは原則禁止です!

野焼きとは農地や空き地など、野外でごみを燃やすことです。

野焼きは、その煙や悪臭により、近隣住民とのトラブルや生活環境の悪化を招くだけでなく、火災や大気汚染の原因の一つとされていることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2により、原則禁止されています。(※以下については、特例で野焼きが認められます。ただし、周辺への影響があり、近隣住民から苦情等が出た場合は、焼却の中止等の町や警察からの行政指導の対象となります。)



※特例に該当するもの(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条より)

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

罰則(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条、第32条)

焼却禁止規定に違反すると、廃棄物処理法により5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はその両方が科せられる場合があります。また、野焼き行為が法人の業務に関するものであるときは、行為者の他、その法人に3億円以下の罰金が科せられる場合があります。なお、未遂でも同様です。

問 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579

春季狂犬病予防集合注射を実施します。

春季狂犬病予防集合注射を次の表のとおり実施します。都合のよい会場で受けてください。注射料金は、**3,300円**(注射料**2,800円**、注射済票交付手数料**500円**)です。新規登録を併せて行う場合は、鑑札交付手数料**3,000円**も必要です。

なお、都合により会場に来ることができない場合には、往診を行います。注射料金のほかに往診料**2,000円**が必要です。往診を希望する場合は事前に御連絡ください。

※往診は、5月9日は15時00分以降、5月10日は16時45分以降で行います。



春季狂犬病予防集合注射日程表

| 期日 | 注射場所 | 時間 |
|--------------|---------------------------------------|-------------|
| 5月9日 (金) | B&G海洋センター (関東934-2) | 9:00～9:45 |
| | 南関第二保育園跡地 《南関第二小学校横》 (上長田663-1) | 10:15～10:45 |
| | 南集会所 (上坂下77) | 11:15～11:45 |
| | 小原公民館 (小原931-1) | 13:30～14:00 |
| | ホテルの里公園駐車場 《久重北公民館横》 (久重458-1) | 14:30～15:00 |
| 5月10日 (土) | 南関町役場 (関町64) | 9:00～10:30 |
| | 南関第三小学校駐車場 (相谷1800) | 11:00～12:00 |
| | 南町民センター (下坂下160-3) | 13:45～14:45 |
| | 四ツ原集会所 (四ツ原1161-1) | 15:15～15:45 |
| | 古小代の里公園 (宮尾479-1) | 16:15～16:45 |

「狂犬病」って…?

1950年以前、日本国内では年に数百頭の犬が狂犬病と診断され、年間数10名以上の人が狂犬病に感染し、亡くなっていました。その後「狂犬病予防法」が施行され、犬の登録、予防注射、野犬等の抑留の徹底により狂犬病を撲滅することに成功しました。

しかし、世界のほとんどの地域で狂犬病が発生しており、毎年多くの方が亡くなっています。日本では、海外からの狂犬病の侵入を防止するために、様々な取組みが実施されていますが、完全に防ぎ切れるとは言い切れません。そのため、万に備えた予防注射がとて重要となります。狂犬病は、効果的な治療法がなく、発症するとほぼ100%死亡します。また、発症するまでは感染しているかどうかわかりません。

飼い主は、一年に1回の狂犬病予防注射を必ず受けさせなければなりません。

問 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579